

## 「遠隔移報システム等による火災通報の取扱要綱」の改正について

遠隔移報システム等による火災通報については、「遠隔移報システム等による火災通報の取扱要綱」（昭和 62 年広消予達第 1 号。以下「要綱」という。）に基づき、一定の条件を満たす場合に限り承認しているところです。要綱では、即時通報を受託しようとする警備業者、第三セクター等の第三者機関（以下「業者等」という。）の条件として、「防火管理及び火災対応に関する十分な知識及び経験を有する者であること。」を掲げ、当該条件を担保するため、業者等には、「防火管理業務に関する教育の担当者のための講習会」（以下「講習会」という。）を修了した者を、従業員等の教育担当者として配置いただくこととし、講習会の修了証の写しを提出いただいています。

この度、広島市火災予防条例第 54 条の 2 に規定する「教育の担当者」の運用を変更したことを踏まえ、即時通報を受託しようとする業者等についても同様に変更することとし、下記のとおり要綱を改正しました。（改正後の要綱全文は、別添のとおり。）

### 記

#### 1 改正内容

要綱第 4 条第 8 項第 1 号アに規定する業者等の登録申請に添える書類について、次のように改正しました。

改正前	改正後
<p>第 4 条第 8 項 業者等の登録</p> <p>(1) 登録申請</p> <p>即時通報を受託しようとする業者等及び登録の有効期間（3 年）が終了しようとしている業者等については、別記様式第 1 1 号に次に掲げる書類を添えて局長に申請させること。</p> <p><u>ア 防災教育担当者資格講習会の修了証の写し</u></p>	<p>第 4 条第 8 項 業者等の登録</p> <p>(1) 登録申請</p> <p>即時通報を受託しようとする業者等及び登録の有効期間（3 年）が終了しようとしている業者等については、別記様式第 1 1 号に次に掲げる書類を添えて局長に申請させること。</p> <p><u>ア 次のいずれかに該当する者であることを証明する書類の写し</u></p> <p><u>(ア) 消防機関等が実施する防火管理業務に関する教育担当者のための講習会の修了者</u></p> <p><u>(イ) 政令第 3 条第 1 項第 1 号のいずれかに定める者。このうち、同号イに定める者にあつては、一定期間（新規講習又は再講習の課程を修了した日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内）ごとに、再講習を受講している者であること。</u></p> <p><u>(ウ) 政令第 4 条の 2 の 8 第 3 項各号のいずれかに定める者。このうち、第 1 号に定める者にあつては、一定期間（新規講習又は再講習の課程を修了した日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内）ごとに、再講習を受講している者であること。</u></p>

#### 2 施行日

平成 30 年 4 月 1 日